

第4次熊本市環境総合計画 骨子(案) 環境審議会審議用資料

令和3年(2021年)7月 環境政策課

第4次熊本市環境総合計画の骨子(案)について

意見照会結果を踏まえ、主にご審議頂きたい項目

■ 第4次計画の全体構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画策定の視点
- 4 計画の対象区域
- 5 計画の期間
- 6 計画における環境の範囲

第2章 計画の理念・方針

- 1 基本理念（目指す都市像）
- 2 基本方針

第3章 基本計画

- 1 施策体系
- 2 主な取組と達成指標
- 3 基本方針の達成に向けた施策の展開
- 4 重点的取組

第4章 SDGsとの関連性

- 1 本計画とSDGsの対応

第5章 計画の推進

- 1 推進体制

骨子案(たたき台)

■ 計画の期間

計画の期間は、**令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間**とする。

(第3次計画では、中間年である5年目を見直し時期と定め、計画の見直しを行ったが、第4次計画においては、見直し時期を定めず、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行う。)

※条例改正案においても、少なくとも10年ごとに条例の規定について検討を加え、必要に応じて見直す規定を新たに設けている。

事前照会での主な意見

- ・ 10年間とあるが、5年間、10年間等それぞれのメリット、デメリットがある。期間短縮すると計画と実情との齟齬も少なくなるのではないかな。
- ・ 進捗状況を毎年チェックし、それを公にした上で見直しを判断するということがよいか。
- ・ 見直し時期を定めないと、見直さない可能性もある。具体的な時期を定めたほうが良いのではないかな。
- ・ 見直し時期として、中間年の5年、第7次総合計画終了年度(令和5年度)、SDGsの目標年度(令和12年度)の検討。

意見を踏まえた骨子(案)

【計画期間】

これまでの計画期間が10年間、環境分野の総合的計画としての長期方向性を示す必要性、また条例も10年を超えない期間ごとに見直す機会を設けること等を踏まえ、**骨子案(たたき台)のとおり10年計画**とする。

【見直し時期について】

- 第4次計画期間中(10年間)において、様々な見直し要因が想定されることから、**見直し時期を定めず、必要に応じて見直すこと**とする。
(・第7次総合計画の期間満了(令和5年度) ・国の環境基本計画の見直し(約6年ごと) ・SDGsの目標年度(令和12年度) など)
- **見直し時期及び判断**としては、**毎年度、見直す機会**を設けることとする。
(・計画の進捗状況を取りまとめるうえ、**毎年環境審議会に報告**を行い、計画の進捗状況の評価を頂くとともに、条例及び計画の見直しの必要性についても、ご意見を頂きながら、検討を行う。)

■ 計画の期間 計画の期間は、**令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間**とする。
(計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行う。)

骨子案(たたき台)

■ 1 基本理念(目指す都市像)

自然・歴史・文化の恵みを守り、活かし、未来につなぐ グローカルなまち・熊本市

事前照会での主な意見

- ・ 理念のリズムが良くない。基本方針の「まもる・つくる」を踏まえると、「“はぐくみ”や“はぐくむ”」を入れてはいかがか。
- ・ SDGsの文言、理念を入れることが望ましい。
- ・ グローカルよりもサステナブルの方が時代に即している
- ・ 「まち」は、政令市の規模や枠組みから考えた場合に、矮小化された表現に感じるため、「都市」の方が適切。
- ・ 「歴史・文化」の意味合いが強く、環境行政のマスタープランとして違和感がある。
- ・ 「グローバル」は、基本理念として掲げるには、一般認知度が得られておらず、市民に訴求しにくいと感じる。

意見を踏まえた骨子(案)

恵まれた環境を守り育み、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

【 考え方 】

- 本市では、恵まれた環境を守るため、「森の都」・「地下水保全」・「環境保全」都市宣言を重ね、様々な環境保全に官民一体となり取り組んできた。
- しかしながら、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化している。
- 持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、また、持続可能な状態で将来へ引き継いでいく責務がある。

骨子案(たたき台)

【基本方針】 基本方針①～⑥は4つの「まもる」と2つの「つくる」で構成し、市民に訴求しやすい表現に努める

- | | | |
|---------------|---------------|--------------------|
| ① 良好な生活環境をまもる | ② 良好な自然環境をまもる | ③ 良好な歴史的・文化的環境をまもる |
| ④ 自然共生社会をつくる | ⑤ 循環型社会をつくる | ⑥ 地球環境をまもる |
| ⑦ 横断的取組 | | |

事前照会での主な意見

- ・ ①と②は「つくる」の視点も入るのでは。（「まもる」は現在がベストで、それを維持するメッセージ。現在の環境がベストは違和感。）
- ・ ④は、「生物多様性」を使用した方が条例改正との整合がとれるのではないか。
- ・ ⑥は、「脱炭素社会をつくる」として、自然共生、循環型とならぶ社会像・都市像に引き寄せるのも良い。
- ・ ⑦はSDGsの考え方をふまえると、「複合的」「同時解決的」なニュアンスが必要。「横断的につなぐ取組」などはいかがか。

意見を踏まえた骨子(案)

ご意見や基本理念等を踏まえ、「まもる」「育み(つくる)」「つなぐ」で構成する。

- | | | |
|--------------------------------|---|--|
| ① 快適で安全・安心な生活環境をつくる | } | 改正条例案 |
| ② 恵み豊かな自然環境をまもり、育てる | | |
| ③ くまもとらしい歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ | | |
| ④ 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる | } | (市の施策)
第6条第1～6号 |
| ⑤ 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる | | |
| ⑥ 地域から地球環境をまもる | } | (環境影響評価の推進)
(環境教育)
(国等との連携及び国際協力)
第8条～10条 |
| ⑦ 各方針をつなぎ横断的に取り組む | | |

事前照会での主な意見

- ・「1-1公害防止」は、条例を踏まえた記載と思うが、急に汚染度が高くなったとかあるか。印象が強い。
- ・「1-4青少年の健全育成」が環境に結びつかない印象を受ける。
- ・「2-1森林と緑地の保全」と「2-4自然景観保全」は、森林と緑地を保全することで自然景観が保全されるため、まとめてはどうか。
- ・「2-2都市緑化を推進」は、「つくる」ではないか。4の「自然共生社会をつくる」に移動したらどうか。
- ・「6-1地球温暖化防止」と「6-2気候変動に対して適応する」は、1つの施策(地球温暖化対策を推進)として整理してはどうか。
- ・地球環境問題は、環境省が9項目定めているが、オゾン層の保護のみを取り上げるのは違和感ある。地球温暖化問題は、地球環境に最も影響がある問題なので、ここで取り上げることは問題ない。「6-3オゾン層保護」は、削除すべき。

意見を踏まえた骨子(案)

○ 条例との整合を図りつつ、基本方針の再検討等を踏まえ、表現方法を含め、体系を以下の点から再整理する。

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------------|
| ① 生活環境(生活・都市空間) | ② 自然環境(水・緑) | ③ 歴史的・文化的環境(歴史的文化遺産) |
| ④ 自然環境(生物) | ⑤ 循環型社会(廃棄物・資源) | ⑥ 地球環境(地球温暖化など地球環境問題) |

再整理後の施策体系は次ページのとおり

基本方針 (修正案)	施策		備考
	骨子案(たたき台)	意見を踏まえた骨子(案)	
良好な生活環境をまもる 快適で安全・安心な生活環境をつくる	1-1 公害を防止する 1-2 土地の適正利用を図る 1-3 良好な都市景観を創出する 1-4 青少年の健全育成を図る 1-5 公共施設を整備する	1-1 安全・安心な生活空間を確保する 1-2 快適な都市空間を創出する	生活環境 (生活・都市空間)
良好な自然環境をまもる 恵み豊かな自然環境をまもり、育てる	2-1 森林と緑地を保全する 2-2 都市緑化を推進する 2-3 地下水や河川を保全する 2-4 自然景観を保全する	2-1 地下水や河川等を保全する 2-2 森林と緑地を保全し、創出する	自然環境 (水・緑)
良好な歴史的・文化的環境をまもる くまもとらしい歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ	3-1 文化財等を保存し活用する 3-2 歴史的景観を後世に継承する 3-3 文化活動を推進する	3-1 文化財等を保存し活用する 3-2 文化活動を推進する	歴史・文化的環境 (歴史的文化遺産)
自然共生社会をつくる 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる	4-1 生物多様性を保全する 4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する	4-1 生物多様性を保全する 4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する	自然環境 (生物)
循環型社会をつくる 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる	5-1 廃棄物の発生を抑制する 5-2 資源を循環的に利用する 5-3 廃棄物と資源を適正に処理する	5-1 廃棄物の発生を抑制する 5-2 資源の循環的な利用を促進する 5-3 廃棄物を適正に処理する	循環型社会 (廃棄物・資源)
地球環境をまもる 地域から地球環境をまもる	6-1 地球温暖化を防止する 6-2 気候影響変動に対して適応する 6-3 オゾン層を保護する 6-4 海洋の汚染を防止する	6-1 地球温暖化対策を推進する 6-2 海洋の汚染を防止する	地球環境
横断定取組 各方針をつなぎ横断的に取り組む	7-1 環境影響評価を推進する 7-2 環境教育を推進する 7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	7-1 環境影響評価を推進する 7-2 環境教育を推進する 7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	基盤 (人・体制)

事前照会での主な意見

- ・「重点的取組」として、地球温暖化対策・気候変動対策や本市独自の地域課題(地下水保全)への取組を明記してはどうか。
- ・7横断的取組は、重点施策と位置付けられているが、全ての取組において分野横断的に取り組むべきで事項を記載する章との性格に鑑みると、重点施策と位置付けるのは困難ではないか。

意見を踏まえた骨子(案)

本計画では、基本理念(目指す都市像)の実現に向け、7つの基本方針を掲げ、16の施策を総合的に推進するが、計画期間内に重点的に取り組むものを「重点的取組」と位置付ける。

【位置付けの視点】

- ① 本計画の上位計画である「熊本市第7次総合計画」中、「まちづくりの重点的取組」に掲げた優先的取組
- ② 国を挙げた最優先課題への対応のための取組

【重点的取組】

① 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり

～ 全国都市緑化くまもとフェアと第4回アジア・太平洋水サミットを契機とした、
継続・発展的な取組展開 ～

② 地球温暖化対策の推進

～ 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して ～